

裁 判 所	東京高等裁判所
事 件 番 号	令和元年（行コ）第302号
事 件 名	更正をすべき理由がない旨の通知処分取消請求控訴事件
判決年月日	令和2年11月4日
判 示 事 項	回収率が総体として100パーセントを超えることが期待し得る独自のノウハウに基づき馬券を選別して購入を続けていたとはいえないという本件の事実関係の下では、一連の馬券の購入行為は客観的にみて営利を目的とする継続的行為とは認められず、その馬券の的中による払戻金に係る所得は所得税法上の雑所得ではなく一時所得に当たるとされた事例
判 決 要 旨	〈略〉
事案の概要	本件は、競馬の勝馬投票券（以下「馬券」という。）の的中による払戻金に係る所得（以下「本件競馬所得」という。）を得ていたXが、平成24年分から平成26年分までの所得税（平成25年分及び平成26年分については復興特別所得税を含む。）について、本件競馬所得を一時所得として確定申告をした後、本件競馬所得は雑所得に該当するとしてそれぞれ更正の請求をしたところ、高松税務署長から、いずれの更正の請求についても更正をすべき理由がない旨の通知処分を受けたことから、Y（国）を被告として、その取消しを求めた事案である。
訟 務 月 報	67巻8号